

平成21年11月27日

東京証券取引所 上場部 殿

全国銀行協会

「上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）」に基づく  
上場制度の整備等への意見の提出について

去る10月29日付けにて、意見募集のありました標記の件に対する意見を別紙  
のとおりとりまとめ、提出いたしますので、何卒、ご高配賜りますようお願い申  
しあげます。

以 上

## 「上場制度整備の実行計画2009(速やかに実施する項目)」に基づく上場制度の整備等への意見等について

全国銀行協会

項番	該当箇所	意見・照会事項等	理由等
1	II 1. (2)独立役員 ①独立性の確保	「独立役員」として届出できるか否かの判断は、最終的には個別に「事前相談」の必要があるとしても、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定する「独立役員」の意義・役割・責任、具体的要件について早急に提示し、上場会社や投資家の混乱が生じないよう、特段の配慮をお願いしたい。	<p>今回、東京証券取引所から示された方針は、「上場会社は、社外取締役又は社外監査役の中から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立役員として1名以上確保しなければならない」とし、その届出を「平成22年3月末日」までに求める内容となっている。また、当該者が「当該上場会社、子会社、下請企業などの取引先の役員・従業員、当該上場会社から報酬を得ているコンサルタント、近親者等の経営陣から著しいコントロールを受ける者である場合や、親会社、メインバンクなどの取引先の役員、従業員、近親者等の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者である場合」は、「事前相談を要請」されている。</p> <p>しかし、客観的に「独立役員」の意義・役割・責任、さらにはその具体的な要件が示されていないことから、当該役員を確保・届出・開示する上場会社にとって、また、それを閲覧する投資家にとっても、大きな混乱が生じることが予想される。事実、例えば、今回示されている文書における“一般株主”・“取引先”・“役員”などの用語の定義・程度が厳密ではなく、「平成22年3月末日」までという対応時間が限られるなかで対応に苦慮することが予想されるため。</p>
2		独立役員は「一般株主と利益相反が生じるおそれの『ない』者」であることが必要なのか、「一般株主と利益相反が生じるおそれが『高くない』者」であれば選任対象となるのか、明確化していただきたい。	「一般株主と利益相反が生じるおそれの『ない』者を独立役員として1名以上確保しなければならない」としている一方で、「独立役員として届け出ようとする者が、当該上場会社、子会社、下請企業などの取引先の役員・従業員、(中略)である場合は、一般株主と利益相反が生じるおそれが『高い』ため、事前相談を要請します」としており、また、「上場会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者」等は、そのような者を独立役員に「指定する理由」を開示することとしていることから、必ずしも独立役員を「一般株主と利益相反が生じるおそれの『ない』者」に限っているように思われたいため。
3		親会社やメインバンクの役員・従業員等は、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者であるとしたうえで、このような場合は、一般株主と利益相反が生じる「おそれが高い」としているが、「可能性がある」等の表現に修正願いたい。	親会社やメインバンク出身の社外役員が、当該上場会社に適切な牽制機能を果たすことも十分に想定され、一般株主との利益相反が生じる「おそれが高い」という記載は必ずしも適切ではないと思われるため。

4		<p>独立性の観点から、東証に事前相談を要する参考例として、取引先・親会社・メインバンク等の役員・従業員、当該上場会社から報酬を得ているコンサルタント等を独立役員として届け出ようとする場合が挙げられているが、これらは、現在の役職のみを含むと理解してよいか。</p>	<p>基準が明確ではないため。</p>
5		<p>「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」に責任限定契約を締結している社外役員は含まれるという理解で良いか。</p>	<p>責任限定契約は、株主総会で承認を受けた上で締結しており、同契約を締結した役員については、「一般株主と利益相反が生じるおそれ」は少ないものとするため。</p>
6	<p>II. 2. (3)内部統制報告書の提出に係る適時開示</p>	<p>適時開示の対象とする必要はない。少なくとも適時開示の対象とするのは時期尚早である。</p>	<p>・重要な欠陥がある旨などを記載することを決定する時期と内部統制報告書を提出する時期はほぼ同時期であり、適時開示の必要性は乏しいと考えられる。  ・内部統制報告書はEDINETで誰でも閲覧可能であり、投資家への情報提供という点で既に公平性が保たれていると考えられる。  ・金融庁の「内部統制報告制度に関するQ&amp;A」において、「内部統制に重要な欠陥が存在する場合には、それが財務報告に重要な影響を及ぼす可能性があるということであり、直ちに当該企業の有価証券報告書に記載された財務報告が適正でないことを意味するわけではないことに留意する必要がある」と、あえて記載していること、  「重要な欠陥」等について適時開示の対象とするのみをもって、あたかも信頼性がない財務諸表と誤解するような混乱を生じさせる可能性がある。  ・「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について」(平成20年1月29日)において、「内部統制報告制度の導入に伴う対応」として、「『重要な欠陥』又は『評価不実施』の記載を行うことを決定した場合」に適時開示を求める方針案を示していたが、最終的には時期尚早(注)とされた。  ・内部統制報告制度がスタートして1年半しか経っていない現在、「重要な欠陥」等に係る適時開示を求めることによる弊害が完全に払拭したかどうかは、まだ分からない状況である。</p> <p>(注)「評価のレベル感に相当のばらつきが想定され、同じ欠陥についても開示の要否の判断が異なったり、欠陥の範囲が幅広いために一般的に『重要な欠陥』という言葉で認識することが必ずしも適切でないものが開示されたりすることが懸念されます。そうした状況の中で、制度導入当初から『重要な欠陥』等に係る適時開示を求めることとした場合、かえって投資家の適切な投資判断を損ねる弊害を招きかねないと考えられることから、『重要な欠陥』等に係る適時開示については導入当初から求めることはせずに、今後の制度の実施状況等を見ながら、適時開示の実施時期を検討していくことといたします。」</p>